

要介護認定前に居宅介護支援の提供が行われる場合の 特例事項に関する重要事項説明書(申請中の場合)

利用者が要介護認定申請後、認定結果ができるまでの間、利用者自身の依頼に基づいて、介護保険による適切な介護サービスの提供を受けるために、暫定的な居宅サービス計画の作成によりサービス提供を行う際の説明を行います。

1. 提供する居宅介護支援について

- ・利用者が要介護認定までに、居宅介護サービスの提供を希望される場合には、この契約の締結後迅速に居宅サービス計画を作成し、利用者にとって必要な居宅サービス提供のための支援を行います。
- ・居宅サービス計画の作成にあたっては、計画の内容が利用者の認定申請の結果を上回る過剰な居宅サービスを位置づけることのないよう、配慮しながら計画の作成に努めます。
- ・作成した居宅サービス計画については、認定後に利用者等の意向を踏まえ、適切な見直しを行います。

2. 要介護認定後の契約の継続について

- ・要介護認定後、利用者に対してこの契約の継続について意思確認を行います。このとき、利用者から当事業所に対してこの契約を解約する旨の申し入れがあった場合には、契約は終了し、解約料はいただきません。
- ・また、利用者から解約の申し入れがない場合には、契約は継続しますが、この付属別紙に定める内容については終了することとなります。

3. 要介護認定の結果、自立(非該当)または要支援となった場合の利用料について

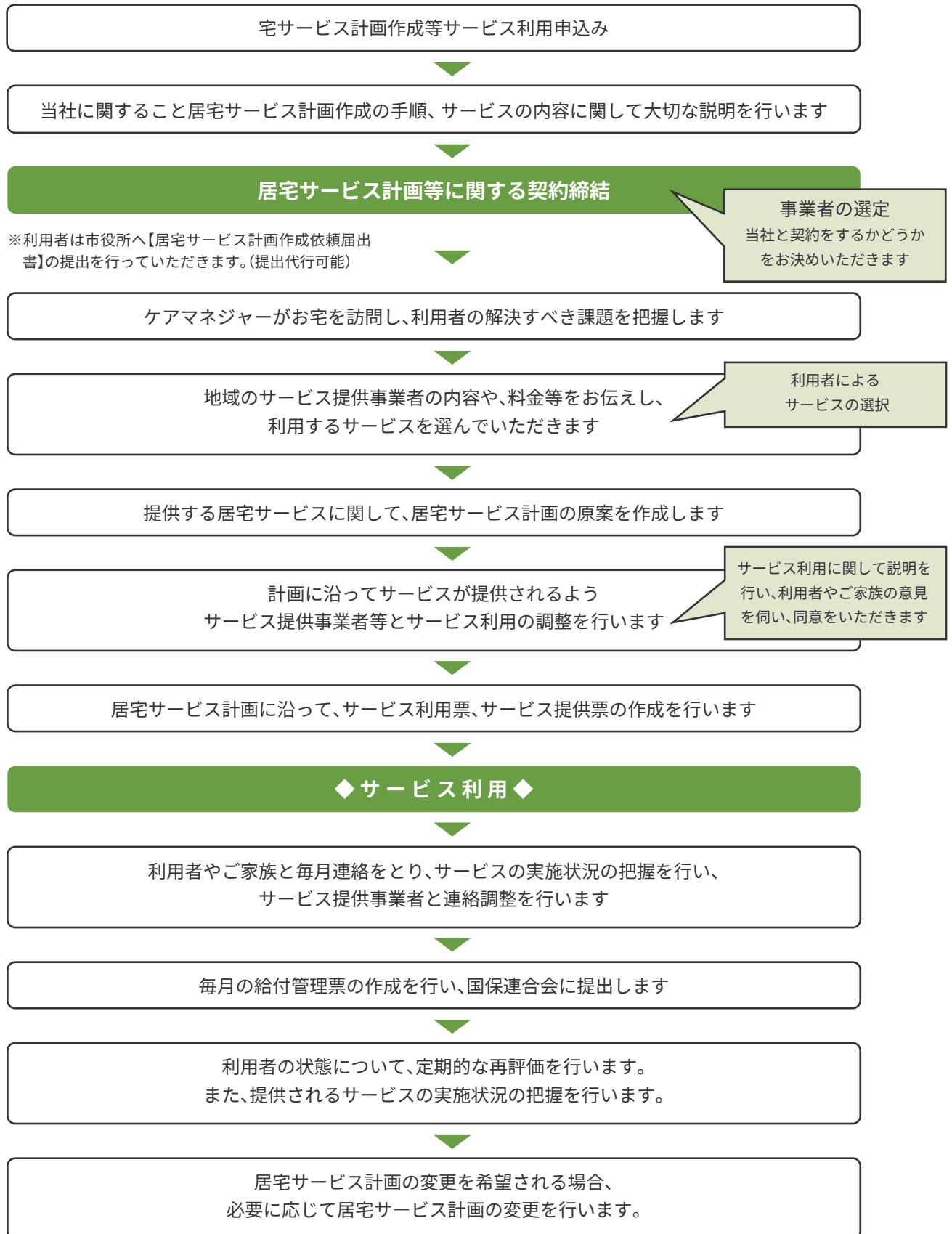
要介護認定等の結果、自立(非該当)又は要支援となった場合は、利用料をいただきません。

4. 注意事項

要介護認定の結果が不明なため、利用者は以下の点にご注意いただく必要があります。

- (1) 要介護認定の結果、自立(非該当)又は要支援となった場合には、認定前に提供された居宅介護サービスに関する利用料金は、原則的に利用者にご負担いただくこととなります。
- (2) 要介護認定の結果、認定前に提供されたサービスの内容が、認定後の区分支給限度額を上回った場合には、保険給付とならないサービスが生じる可能性があります。この場合、保険給付されないサービスにかかる費用の全額を利用者においてご負担いただくこととなります。

サービス提供の標準的な流れ



介護相談事務所 あすか 居宅介護支援費 料金表

R6.6.1～

居宅介護支援費

		(単位数)	利用料
居宅介護支援費Ⅰ 及び 居宅介護支援費Ⅱ のⅰ	要介護 1・2	1,086	月 11620 円
(取扱件数45件未満、Ⅱの場合は50件未満)	要介護 3・4・5	1,411	月 15097 円
居宅介護支援費Ⅱ 及び 居宅介護支援費Ⅱ のⅱ	要介護 1・2	527	月 円
(取扱件数50件以上60件未満。50件以上60件未満の部分のみ適用、Ⅱの場合は45以上、60件未満)	要介護 3・4・5	683	月 円
居宅介護支援費Ⅲ および居宅介護支援費Ⅱ のⅲ	要介護 1・2	316	月 円
(取扱件数60件以上。60件以上の部分のみ適用。Ⅱも同じ)	要介護 3・4・5	410	月 円

※居宅介護支援費Ⅱについては情報通信機器の活用または事務職員を配置を行っている事業所に限る。

【その他加算】

		(単位数)	利用料
初回加算	1月につき	+300	3,210円
入院時情報連携加算(Ⅰ) 入院後当日中に情報提供	1月につき	+250	2675円
入院時情報連携加算(Ⅱ) 入院後3日以内に情報提供		+200	2140円
退院・退所加算(Ⅰ)イ 病院等よりカンファレンス以外の方法で情報を1回受けている	入院、入所期間中 1回を限度	+450	4,815円
退院・退所加算(Ⅰ)ロ 病院等よりカンファレンスにより情報を1回受けている	入院、入所期間中 1回を限度	+600	6,420円
退院・退所加算(Ⅱ)イ 病院等よりカンファレンス以外の方法で情報を2回以上受けている	入院、入所期間中 1回を限度	+600	6,420円
退院・退所加算(Ⅱ)ロ 病院等よりカンファレンス以外の方法で情報を2回以上受けており、うち1回はカンファレンスにより受けている	入院、入所期間中 1回を限度	+750	8,025円
退院・退所加算(Ⅲ) 病院等より情報3回以上受けており、うち1回以上はカンファレンスにより受けている	入院、入所期間中 1回を限度	+900	9,630円
通院時情報連携加算 利用者が病院などにおいて医師又は歯科医師等の診察を受ける時に同席し、医師、介護支援専門員が情報交換を行い、記録した場合	1月に1回を限度	+50	535円
緊急時等居宅カンファレンス加算	1月に2回を限度	+200	2,140円
ターミナルケアマネジメント加算 在宅でお亡くなりになられた利用者(医師が一般的に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した方)に対して事業者がその死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上、利用者又はその家族の同意得て居宅を訪問し、心身の状況等を記録し主治医及び居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス事業者へ提供した場合は一月につき所定の単位数を加算	1月に1回	+400	4,280円

特定事業所加算(Ⅰ)	1月につき	+519	5553円
特定事業所加算(Ⅱ)		+421	4504円
特定事業所加算(Ⅲ)		+323	3456円
特定事業所加算(A)		+114	1219円
特定事業所医療介護連携加算		+125	1337円

地域加算 あきる野市(5級地) ×10.70